

(写)

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 8 年 6 月 1 9 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 3 2 号

龍ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市印鑑条例（平成 1 0 年龍ヶ崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録証明書の交付） 第14条 省 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 (1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。 ア 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は</u>	（印鑑登録証明書の交付） 第14条 省 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。 (1) 次のいずれかを使用した多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが暗証番号の入力その他必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）の利用による申請をするとき。 ア 署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。<u>以下同じ。）</u>

特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下これらを「個人番号カード等」という。）

イ 省 略

- (2) 印鑑登録証明書交付申請書に印鑑の登録を識別するための磁気を付した個人番号カード等を添えて、市長に申請するとき。
- (3) 署名用電子証明書が記録された個人番号カード等及び暗証番号を使用して、移動端末設備その他の電子計算機を使用した電子情報処理組織（龍ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成１６年龍ヶ崎市条例第２０号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。）の利用による申請をするとき。

イ 省 略

- (2) 印鑑登録証明書交付申請書に印鑑の登録を識別するための磁気を付した個人番号カードを添えて、市長に申請するとき。
- (3) 署名用電子証明書が記録された個人番号カード及び暗証番号を使用して、移動端末設備その他の電子計算機を使用した電子情報処理組織（龍ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成１６年龍ヶ崎市条例第２０号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。）の利用による申請をするとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。